

議案第2号

平成27年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集  
及び選抜方針について

平成27年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方  
針について、別紙のとおり提出します。

平成26年5月20日

鳥取県教育委員会教育長 山本 仁志

平成27年度鳥取県立特別支援学校（幼稚部・高等部・専攻科）入学者募集及び選抜方針

1 基本方針

鳥取県立特別支援学校幼稚部及び高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科を除く。）については、出願資格を有する入学希望者の全員の入学を許可するものとする。

鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科理療科については、定員を設けて一般入学者選抜を実施するものとする。また、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達しなかった学科については、再募集入学者選抜を実施するものとする。

2 出願資格

障がいの程度が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に規定する程度の者で、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める要件を満たすものとする。

(1) 幼稚部

3歳児、4歳児又は5歳児とする。ただし、鳥取県立皆生養護学校にあつては、4歳児又は5歳児とする。

(2) 高等部

次のいずれかに該当する者とする。

ア 中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

イ 平成27年3月に中学校若しくは特別支援学校中学部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれかに該当する者

(3) 専攻科

次のいずれかに該当する者とする。

ア 高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業した者又は中等教育学校の後期課程を修了した者

イ 平成27年3月に高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の後期課程を修了見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条各号のいずれかに該当する者

3 鳥取県立特別支援学校幼稚部及び高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科を除く。）の入学者募集  
特別支援学校長は、次に定めるところにより、一般入学者募集を実施するものとする。

(1) 出願期間

平成27年2月20日（金）から同月24日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）とする。

受付時間は、平成27年2月20日（金）及び23日（月）は午前9時から午後4時30分までとし、同月24日（火）は午前9時から正午までとする。

(2) 検査実施期日

平成27年3月5日（木）

(3) 検査内容

学部及び学科	検査内容
鳥取県立鳥取聾学校及び鳥取県立皆生養護学校の幼稚部	面接（鳥取県立皆生養護学校にあつては、行動観察を併せて実施する。）
高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科を除く。）	諸検査（障がいに応じて各特別支援学校が実施する生徒の実態を把握するための検査）・面接

(4) 入学候補者の決定方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び各特別支援学校が実施する検査内容の結果により入学資格の確認を行う。

(5) 入学候補者の発表

平成 27 年 3 月 13 日 (金)

4 鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科医療科の入学者選抜

(1) 一般入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成 27 年 2 月 20 日 (金) から同月 24 日 (火) までの日 (日曜日及び土曜日を除く。) とする。

受付時間は、平成 27 年 2 月 20 日 (金) 及び 23 日 (月) は午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、同月 24 日 (火) は午前 9 時から正午までとする。

イ 検査実施期日

平成 27 年 3 月 5 日 (木)

ウ 検査内容

学力検査・面接

エ 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

オ 合格発表

平成 27 年 3 月 13 日 (金)

(2) 再募集入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科について、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成 27 年 3 月 18 日 (水) 及び 19 日 (木) とする。

受付時間は、平成 27 年 3 月 18 日 (水) は午前 9 時から午後 4 時 30 分までとし、同月 19 日 (木) は午前 9 時から正午までとする。

イ 検査実施期日

平成 27 年 3 月 23 日 (月)

ウ 検査内容

一般入学者選抜に同じ。

エ 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

オ 合格発表

平成 27 年 3 月 26 日 (木)

5 その他

(1) 鳥取県立特別支援学校 (幼稚部・高等部・専攻科) 入学者募集及び入学者選抜の詳細については、教育委員会が別に定める。

(2) 鳥取県立特別支援学校長は、高等部に入学を希望する者を体験入学に必ず参加させること。

鳥取県立特別支援学校入学者募集及び選抜方針 新旧対照表

(平成27年度)

平成27年度鳥取県立特別支援学校(幼稚部・高等部・専攻科)入学者募集及び選抜方針

- 1 基本方針
 

鳥取県立特別支援学校幼稚部及び高等部(鳥取県立鳥取盲学校高等部保健療科を除く。)については、出願資格を有する入学希望者の全員の入学を許可するものとする。

鳥取県立鳥取盲学校高等部保健療科及び専攻科療科については、定員を設けて一般入学者選抜を実施するものとする。また、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達しなかった学科については、再募集入学者選抜を実施するものとする。
- 2 出願資格
 

障がい程度の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に規定する程度の者で、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める要件を満たすものとする。

  - (1) 幼稚部
 

3歳児、4歳児又は5歳児とする。ただし、鳥取県立皆生養護学校にあつては、4歳児又は5歳児とする。
  - (2) 高等部
 

次のいずれかに該当する者とする。

ア 中学校若しくは特別支援学校中学校を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

イ 平成27年3月に中学校若しくは特別支援学校中学校を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれかに該当する者
  - (3) 専攻科
 

次のいずれかに該当する者とする。

ア 高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業した者、又は中等教育学校の後期課程を修了した者

イ 平成27年3月に高等学校若しくは特別支援学校高等部を卒業する見込みの者又は中等教育学校の後期課程を修了見込みの者

ウ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第150条各号のいずれかに該当する者

(平成26年度)

平成26年度鳥取県立特別支援学校(幼稚部・高等部・専攻科)入学者募集及び選抜方針

- 1 基本方針
 

鳥取県立特別支援学校幼稚部及び高等部(鳥取県立鳥取盲学校高等部保健療科及び専攻科療科並びに鳥取県立琴の浦高等特別支援学校を除く。)については、出願資格を有する入学希望者の全員の入学を許可するものとする。

鳥取県立鳥取盲学校高等部保健療科及び専攻科療科については、定員を設けて一般入学者選抜を実施するものとする。また、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達しなかった学科については、再募集入学者選抜を実施するものとする。

鳥取県立琴の浦高等特別支援学校については、別に定める平成26年度鳥取県立高等特別支援学校入学者選抜方針により入学者選抜を行うものとする。
- 2 出願資格
 

障がい程度の程度が学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第22条の3の表に規定する程度の者で、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める要件を満たすものとする。

  - (1) 幼稚部
 

3歳児、4歳児又は5歳児とする。ただし、鳥取県立皆生養護学校にあつては、4歳児又は5歳児とする。
  - (2) 高等部
 

次のいずれかに該当する者とする。

ア 中学校(特別支援学校の中学部を含む。イにおいて同じ。)を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

イ 平成26年3月に中学校を卒業し、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

ウ 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第95条各号のいずれかに該当する者
  - (3) 専攻科
 

次のいずれかに該当する者とする。

ア 高等学校(特別支援学校の高等部を含む。)を卒業した者又は平成26年3月に卒業する見込みの者

イ 学校教育法施行規則第150条各号のいずれかに該当する者

3 鳥取県立特別支援学校幼稚部及び高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科を除く。）の入学者募集  
 特別支援学校校長は、次に定めるところにより、一般入学者募集を実施するものとする。

- (1) 出願期間  
 平成27年2月20日（金）から同月24日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）とする。  
 受付時間は、平成27年2月20日（金）及び23日（月）は午前9時から午後4時30分までとし、同月24日（火）は午前9時から正午までとする。
- (2) 検査実施期日  
 平成27年3月5日（木）
- (3) 検査内容

学部及び学科	検査内容
鳥取県立鳥取聾学校及び鳥取県立皆生養護学校の幼稚部	面接（鳥取県立皆生養護学校にあつては、行動観察を併せて実施する。）
高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科を除く。）	諸検査（障がいに応じて各特別支援学校が実施する生徒の実態を把握するための検査）・面接

- (4) 入学候補者の決定方法  
 入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び各特別支援学校が実施する検査内容の結果により入学資格の確認を行う。  
 平成27年3月13日（金）
- (5) 入学候補者の発表
- 4 鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科医療科の入学者選抜  
 (1) 一般入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。  
 ア 出願期間  
 平成27年2月20日（金）から同月24日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）とする。

- 受付時間は、平成27年2月20日（金）及び23日（月）は午前9時から午後4時30分までとし、同月24日（火）は午前9時から正午までとする。
- イ 検査実施期日  
 平成27年3月5日（木）
- ウ 検査内容

3 鳥取県立特別支援学校幼稚部及び高等部（鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科医療科を除く。）の入学者募集  
 特別支援学校校長は、次に定めるところにより、一般入学者募集を実施するものとする。

- (1) 出願期間  
 平成26年2月21日（金）から同月25日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）とする。  
 受付時間は、平成26年2月21日（金）及び24日（月）は午前9時から午後4時30分までとし、同月25日（火）は午前9時から正午までとする。
- (2) 検査実施期日  
 平成26年3月6日（木）
- (3) 検査内容

学部及び学科	検査内容
鳥取県立鳥取聾学校及び鳥取県立皆生養護学校の幼稚部	面接（鳥取県立皆生養護学校にあつては、行動観察を併せて実施する。）
高等部（鳥取県立鳥取盲学校保健医療科及び専攻科医療科を除く。）	諸検査（障がいに応じて各特別支援学校が実施する生徒の実態を把握するための検査）・面接

- (4) 入学候補者の決定方法  
 入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び各特別支援学校が実施する検査内容の結果により入学資格の確認を行う。  
 平成26年3月14日（金）
- (5) 入学候補者の発表
- 4 鳥取県立鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科医療科の入学者選抜  
 (1) 一般入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜を実施するものとする。  
 ア 出願期間  
 平成26年2月21日（金）から同月25日（火）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）とする。

- 受付時間は、平成26年2月21日（金）及び24日（月）は午前9時から午後4時30分までとし、同月25日（火）は午前9時から正午までとする。
- イ 検査実施期日  
 平成26年3月6日（木）
- ウ 検査内容

学力検査・面接

エ 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

オ 合格発表

平成27年3月13日(金)

(2) 再募集入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科について、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成27年3月18日(水)及び19日(木)とする。

受付時間は、平成27年3月18日(水)は午前9時から午後4時30分までとし、同月19日(木)は午前9時から正午までとする。

イ 検査実施期日

平成27年3月23日(月)

ウ 検査内容

一般入学者選抜に同じ。

エ 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

オ 合格発表

平成27年3月26日(木)

5 その他

(1) 鳥取県立特別支援学校(幼稚部・高等部・専攻科)入学者募集及び入学者選抜の詳細については、教育委員会が別に定める。

(2) 鳥取県立特別支援学校長は、高等部に入学を希望する者を体験入学に必ず参加させること。

学力検査・面接

エ 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

オ 合格発表

平成26年3月14日(金)

(2) 再募集入学者選抜

鳥取県立鳥取盲学校長は、次に定めるところにより、一般入学者選抜の合格発表後に募集定員に達していない学科について、再募集入学者選抜を実施するものとする。

ア 出願期間

平成26年3月19日(水)及び20日(木)とする。

受付時間は、平成26年3月19日(水)は午前9時から午後4時30分までとし、同月20日(木)は午前9時から正午までとする。

イ 検査実施期日

平成26年3月25日(火)

ウ 検査内容

一般入学者選抜に同じ。

エ 選抜方法

入学志願書・調査書等の提出書類の審査及び検査内容の結果により行う。

オ 合格発表

平成26年3月27日(木)

5 その他

鳥取県立特別支援学校(幼稚部・高等部・専攻科)入学者募集及び選抜の詳細については、教育委員会が別に定める。

平成27年度 鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜及び  
鳥取県立特別支援学校(幼稚部・高等部・専攻科)入学者募集及び選抜の日程

<平成26年度日程>

- 5月24日(金) 入学者募集及び選抜方針の告示
- 9月中旬 生徒募集等説明会 (各圏域で開催)
- 10月22日(火) 県立皆生養護学校高等部(病弱)募集要項送付

月	日	曜	平成26年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜日程
11月	20日	水	↑ 一般入学者選拔出願期間 ↓
	22日	金	
12月	12日	木	一般入学者選抜検査
	13日	金	
	20日	金	
1月	14日	火	↑ 再募集入学者選拔出願期間 ↓
	15日	水	
	23日	木	再募集入学者選抜検査
	29日	水	再募集合格者の発表

<平成27年度日程>

- 5月下旬 入学者募集及び選抜方針の告示
- 7月上～中旬 生徒募集等説明会 (各圏域で開催)

月	日	曜	平成27年度鳥取県立琴の浦高等特別支援学校入学者選抜日程
11月	19日	水	↑ 一般入学者選拔出願期間 ↓
	21日	金	
12月	11日	木	一般入学者選抜検査
	12日	金	
	19日	金	
1月	13日	火	↑ 再募集入学者選拔出願期間 ↓
	14日	水	
	22日	木	再募集入学者選抜検査
	28日	水	再募集合格者の発表

月	日	曜	平成26年度鳥取県立特別支援学校(幼稚部・高等部・専攻科)入学者募集及び選抜日程
2月	21日	金	↑ 出願期間 ↓
	25日	火	
3月	6日	木	諸検査、学力検査、適正検査及び面接
	14日	金	入学候補者及び合格者発表
	19日	水	↑ 再募集出願期間 ↓ (鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科医療科)
	20日	木	
	25日	火	学力検査、適性検査及び面接
	27日	木	合格者の発表

月	日	曜	平成27年度鳥取県立特別支援学校(幼稚部・高等部・専攻科)入学者募集及び選抜日程
2月	20日	金	↑ 出願期間 ↓
	24日	火	
3月	5日	木	諸検査、学力検査、適正検査及び面接
	13日	金	入学候補者及び合格者発表
	18日	水	↑ 再募集出願期間 ↓ (鳥取盲学校高等部保健医療科及び専攻科医療科)
	19日	木	
	23日	月	学力検査、適性検査及び面接
	26日	木	合格者の発表